

一般社団法人日本地球化学会  
ゴールドシュミット国際会議基金規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人地球化学会（以下、「本会」とする。）のゴールドシュミット国際会議基金に関する事項を定めることを目的とする。

(基金の目的)

第 2 条 本基金は、ゴールドシュミット国際会議に関わる活動を支援し、わが国における地球化学の進歩発展を図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するためにつきの事業を行う。

- (1) ゴールドシュミット国際会議の開催準備
- (2) ゴールドシュミット国際会議の関連事業の企画・準備
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業

(運営)

第 4 条 本基金に関する運営は、理事会の承認のもとに行う。

(改廃)

第 5 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。